

福岡県公報

令和 4 年 10 月 25 日
第 343 号

目 次

告 示 (第923号 - 第927号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 公 告
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項変更に係る公示について (住宅計画課) 2
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5

- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂 防 課) 6

告 示

福岡県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	藤 田 日吉町 線	久留米市西町276番7先から 久留米市西町436番22先まで

福岡県告示第924号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
飯居469	スマイル歯科医院	飯塚市堀池447-1	R3・9・10	居菅・予居菅
大居342	社会保険大牟田天領病院 訪問看護ステーション	大牟田市天領町一丁目 100番地5	R4・10・1	訪看・予訪看

福岡県告示第925号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介訪3	福岡県済生会 訪問看護 ステーションなでしこ	大牟田市大字田隈599 -18	大牟田市大字田 隈810番地	R3・8・1
行居59	ヘルパーステーション美 咲	行橋市泉中央二丁目 17-5	行橋市稲童3482 -20	R2・7・1
行居171	西日本ケアヘルパーサー ビス	行橋市大字天生田586 -1 サン・ライズ あもうだビル205号室	行橋市大字天生 田586-1	R4・4・1
田川居 264	アイリスケアステーショ ン	田川郡川崎町大字池 尻457-1	田川市大字川宮 1055-1	R3・11・1
田川支89	アイリスケアプランセン ター	田川郡川崎町大字池 尻614-1	田川市大字川宮 1055-1	R3・11・1
田川居 237	若草ヘルパーステーショ ン	田川郡大任町大字今 任原3094	田川郡大任町大 字今任原3388	R4・10・1

福岡県告示第926号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像介92	河村医院	宗像市朝野20	R4・8・23
朝倉介歯19	島添歯科医院	朝倉市杷木池田797-1	R4・1・1
朝倉介歯36	うすき歯科クリニック	朝倉市堤724番地1	R4・7・31
行介薬83	カインド調剤薬局	行橋市宮市町1-8	R4・8・21
大居125	訪問看護ステーションみなみ	大牟田市野添町1番地8	R4・10・1
行支28	ケアプランセンター美咲	行橋市泉中央二丁目17-5	H29・8・31

福岡県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽 石川内線	八女市星野村17125番5先から 八女市星野村17113番1先まで

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
株式会社N・フィールド	支援業務を行う事務所の所在地	福岡市中央区天神二丁目14番8号福岡天神センタービル10階	福岡市博多区博多駅東二丁目6番23号博多駅前ビル6階	令和 4 年 10 月 8 日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和4年10月25日から同年11月8日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
遠賀広域都市計画道路
3・5・47-1号 直方芦屋線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
遠賀郡芦屋町船頭町、高浜町、祇園町の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
芦屋町企画政策課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市桜台一丁目270番16及び270番31から270番46まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 林田 浩一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字苅田字堂ノ本2901番1から2901番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行橋市行事六丁目5番38号
株式会社ナンバ開発
代表取締役 難波 直紀

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）

(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）

(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) エフコープ粕屋店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿駅南土地区画整理地内17街区1～15

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市柿原	令和4年10月2日から 令和5年3月17日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大野城市全域	令和 4 年 10 月 3 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやま市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値撮影及び写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
みやま市、広川町、大川市、大木町、八女市	令和 4 年 9 月 17 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
岡垣町（一部）	令和 4 年 10 月 7 日から 令和 4 年 11 月 14 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市	令和 4 年 10 月 13 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値撮影（デジタル））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	令和 4 年 9 月 29 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
苅田町、行橋市、築上町、吉富町、豊前市、上毛町、香春町、みやこ町、赤村、大任町、添田町、福岡市、飯塚市、那珂川市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、宇美町、須恵町、筑前町、桂川町、嘉麻市、川崎町、筑前町、小郡市、大刀洗町、久留米市、広川町、大川市、みやま市、柳川市、大牟田市、うきは市	令和 4 年 9 月 30 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市弁分	令和 4 年 9 月 30 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市有安	令和 4 年 10 月 7 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新宮町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
新宮町	令和 4 年 3 月 22 日

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
--------------------	---------------------------

土砂災害特別警戒区域
旭ヶ丘(b) (219-K-015)

北九州市小倉北区明和町9-1
株式会社 海王
代表取締役 竹下晃平